

**東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の
認可申請に関する説明
(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)**

令和3年5月

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 井上 福造

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 小林 充佳

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

令和3年5月24日(月)

3. 実施予定期日

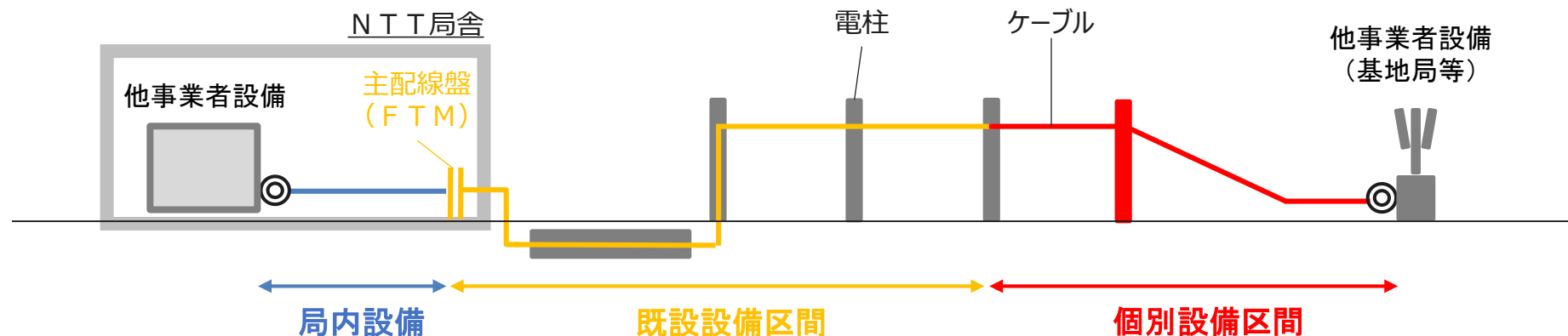
認可後、NTT東日本・西日本の準備が整い次第、実施

4. 主旨

加入光ファイバに係る新たな接続メニュー(特定光信号端末回線の接続)の追加

- NTT東日本・西日本では、これまで**フレキシブルファイバ**という名称で、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しない場所において、個別に光ファイバ設備を設置し、既設設備区間の光ファイバ設備と組み合わせて提供する卸電気通信役務を提供してきた。**
 - ※ ① NTT東日本・西日本の光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するものと、② NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するものの2つに大別される。
- しかし、令和3年2月24日開催の「**接続料の算定等に関する研究会**」(以下、「**接続料研究会**」という。)において、卸電気通信役務ではなく、**接続による提供を求める事業者の要望等を踏まえ、接続メニュー提供のための接続約款の変更認可申請を速やかに行うことを求める方針が示されたところ。**
- この方針を踏まえ、NTT東日本・西日本から、令和3年3月22日の令和3年度接続約款の変更認可申請と併せて行われた接続料規則第3条に基づく許可申請の中で、**ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューについて、本年5月に接続約款の変更認可申請を行う等の考えが示された。**
- 今般、**ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る接続メニューを追加するため、接続約款の変更認可申請が行われたもの。**
 - ※ 今回申請の行われないその他のフレキシブルファイバに係る接続メニューについては、準備が整い次第速やかに申請が行われる予定。

■フレキシブルファイバの概要図



<今後の進め方>

- 総務省が適切にフォローしながら、事業者間で協議を行った上で、NTT東西において実現に向けた課題の整理や、実現方法、実現時期などについて検討し、5G基地局の整備に当たって重要な設備であることも踏まえれば、速やかに対応することが必要ではないか。
- ビル屋上における携帯電話基地局向けの光ファイバ設備への接続について、速やかに接続メニューを規定するための接続約款の変更認可申請を行い、他方、ルーラルエリアについては、接続事業者とも協議を行いながら、ビル屋上よりも検討時間が必要であることは考慮しつつも、できるだけ速やかに、接続による提供が技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当する具体的な場合について、現在提供されているフレキシブルファイバの実態との整合も踏まえて検討し、総務省に報告を求めることが適当ではないか。
- この際、NTT東西の接続約款の変更認可申請が必要以上に遅れることになると、その分、フレキシブルファイバを利用する他事業者は卸による提供を受けざるを得ず、接続により提供を受ける場合と比べ負担が重くなることも考えられることから、速やかな対応が求められるのではないか。このため、速やかに対応が行われない場合には、接続約款の変更に係る命令も視野に入れ、追加的な措置を検討することが考えられるのではないか。
- また、フレキシブルファイバとして卸役務により既に提供している光ファイバ設備について、卸先事業者から接続による提供を求められた場合について、その移行は円滑に行われることが必要である。このため、移行に係る費用や手続が必要最小限のものとなっていることについて、本研究会においてNTT東西から説明を求めることが適当ではではないか。仮に、合理的な理由なく、円滑な移行を妨げている事情が認められる場合には、追加的な措置について検討を行うべきではないか。
- さらに、本研究会での論点である、NTT東日本・西日本の加入光ファイバと他事業者が自ら設置・調達する伝送路設備との接続をより行いやすくする観点から、どのような対応が必要かについても、これらの接続メニューに係る協議を実施する中で具体的な要望を踏まえて検討することが適当ではないか。
- これらの対応状況について、遅くとも本研究会において報告書の取りまとめに向けた議論が行われる予定の本年5月末までに総務省に報告を求め、それを踏まえて本研究会において、必要に応じて検討を実施することが適当ではないか。

● 第一種指定電気通信設備接続料規則に基づく許可申請(令和3年3月22日申請)

5. 接続料規則第4条(法定機能の区分、内容及び対象設備等)及び第7条(原価(利潤を含む。以下同じ。)の算定に用いる資産及び費用)関連

利用事業者が個別設備の設置及び維持管理に係る費用を全額負担することを前提に加入光ファイバ相当のサービスの提供を要望する場合において、当社が個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて提供するサービス(以下、「フレキシブルファイバ」という。)について、接続メニューの設定に係る接続約款の変更認可申請を行い、認可を受けるまでの間、フレキシブルファイバに係る固定端末系伝送路設備の費用を加入光ファイバに係る接続料原価から除外するとともに、当該固定端末系伝送路設備について接続料を設定しないこと。

(理由)

(略)

これらを踏まえると、フレキシブルファイバについて、接続メニューの設定に係る接続約款の変更の認可申請を行い、認可を受けるまでの間、フレキシブルファイバに係る固定端末系伝送路設備の費用について、接続料規則によらない特別の理由があると考えている。

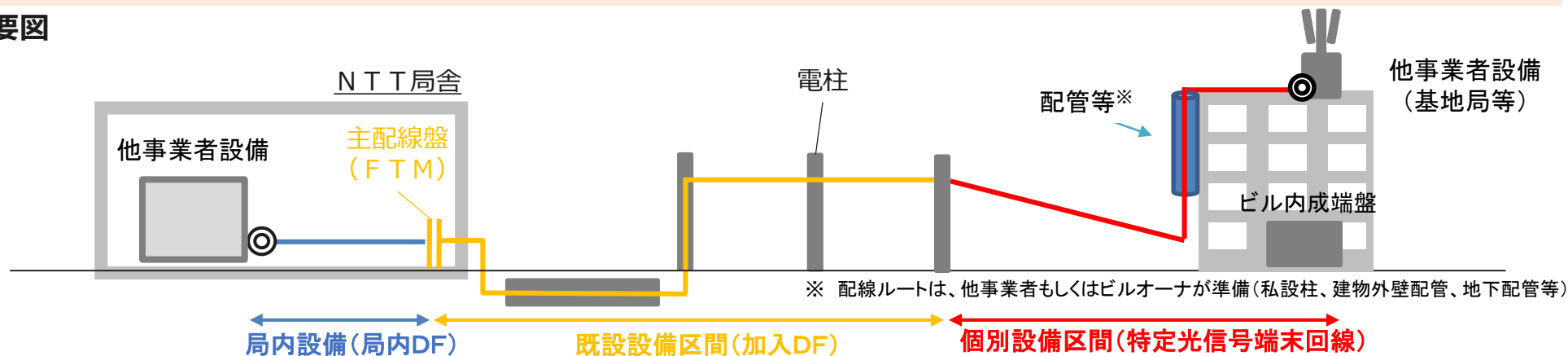
なお、接続料研究会において示された方針を踏まえ、今後以下①～③のとおり対応する考え。

- ① ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバについては本年5月、その他のフレキシブルファイバについては準備が整い次第速やかに接続約款の変更認可申請を行う。
- ② ビル屋上への設置に係る接続メニューの認可を受けた後、事業者より遅滞なく当該接続メニューへの移行の申込みが行われた場合には、臨時の措置として、本年4月1日から事業者が接続に移行するまでの間のビル屋上に設置されるフレキシブルファイバの卸料金と接続料相当の料金額の差額について遡って精算を行う。
- ③ 本年4月1日以降、接続メニュー提供後は接続へ移行することを前提に卸役務として申し込まれたフレキシブルファイバについて、接続メニュー提供後に卸役務から接続へ移行する際には、新規に接続に申し込んだ場合と同程度の費用で移行できるよう必要最小限の負担となるように対応する。

- 今般申請のあった新たな接続メニューは、光提供エリア内であって、既設設備区間の存在しない場所(ビル屋上等)に接続事業者の要望に基づき新たに個別設備区間に光ファイバ設備を設置して接続するもの(特定光信号端末回線)であり、この**特定光信号端末回線を設置する個別設備区間**と、**既設設備区間**(加入ダークファイバ)、NTT東日本・西日本の**局内設備**(局内ダークファイバ)を**組み合わせて提供**されるもの(局内設備については、接続事業者自らの設備を利用することも可能)。
- **局内設備、既設設備区間については既存の接続料(局内ダークファイバ、加入ダークファイバ)を適用し、個別設備区間については、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者の申出に基づきNTT東日本・西日本において新たに構築するものであることから、当該接続事業者による個別の費用負担として、網改造料の算定式により算定**する。

※ 卸電気通信役務で提供されているフレキシブルファイバにおいても、「局内設備」、「既設設備区間」、「個別設備区間」ごとに料金が設定されている(「局内設備」「既設設備区間」の利用料金は接続料と異なる額が設定されている)。

■ 概要図



	局内ダークファイバ※1 【既存接続料】	加入ダークファイバ (シングルスター方式)※1、※2 【既存接続料】	特定光信号端末回線 【新規接続料】
接続料	NTT東日本: 363円 NTT西日本: 317円	NTT東日本: 2,248円 NTT西日本: 2,312円	網改造料として算定 (設備管理運営費 + 他人資本費用 + 自己資本費用 + 調整額 + 利益対応税) × (1 + 貸倒率)

※1 令和3年3月22日にNTT東日本・西日本から申請のあった令和3年度適用接続料を記載。

※2 タイプ2(保守対応時間が限定されていないもの)の料金。また、施設設置負担加算料(NTT東日本: 161円、NTT西日本: 143円)、回線管理運営費(NTT東日本: 35円、NTT西日本: 55円)を含む。

- 特定光信号端末回線の接続に関するその他の料金については、下表のとおり。
- **特定光信号端末回線管理機能**については、接続の申込みの受け付けを行うシステム等の料金であるところ、早期の接続メニュー提供の観点から、既存の**接続専用線等の管理を行うシステムを暫定的に利用して受付を行うため、通信路設定伝送機能(接続専用線)の回線管理運営費単金を準用して設定。実績を把握し次第、実績料金で遡及精算**を実施予定。
- なお、今年度中を目途に特定光信号端末回線に関する正式な受付システム等を整備して対応する予定で検討が進められているところであり、別途それを踏まえた接続約款の変更認可申請が行われる予定。

項目	概要	料金
① 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	NTT東日本：339円 NTT西日本：558円
② 既設基盤設備の利用料	既設の管路・電柱を利用する場合の負担額	既存の管路・電柱を利用する場合の負担額を準用
③ 撤去に係る負担額	特定光信号端末回線の撤去に係る負担額	網改造料における利用中止費を適用
④ 特定光信号端末回線に係る情報調査費	概算提供可能時期・概算料金に係る調査実費	作業単金 × 作業時間 × (1 + 貸倒率)

- NTT東日本・西日本により、これまでの卸電気通信役務によるフレキシブルファイバの提供実績を踏まえ、仮に光ファイバを1芯、既存の電柱を1本利用し、創設費10万円として、ビル屋上のフレキシブルファイバを利用する場合の**卸料金と特定光信号端末回線の接続料等の料金を比較**した場合の試算が示された。
- これによれば、**NTT東日本・西日本ともに、ビル屋上にフレキシブルファイバを設置した場合の卸料金と比べて、本申請の料金の方が4～5割程度低廉**になる見込み。

	NTT東日本			NTT西日本		
	卸料金	接続料	差分	卸料金	接続料	差分
計 (①+②+③) (円/月)		4,069			4,295	
①既設設備区間		2,611			2,629	
局内区間		363			317	
加入区間		2,248			2,312	
②個別設備区間		1,119			1,108	
設備管理運営費		1,050			1,041	
保守費相当 (④×⑤)※1		217			208	
減価償却費相当※2		833			833	
報酬		5			7	
基盤設備利用料		64			60	
③フレキシブルファイバ回線管理運営費		339			558	

(参考)

④創設費 (円)※3		100,000			100,000	
⑤年経費比率		2.6%			2.5%	

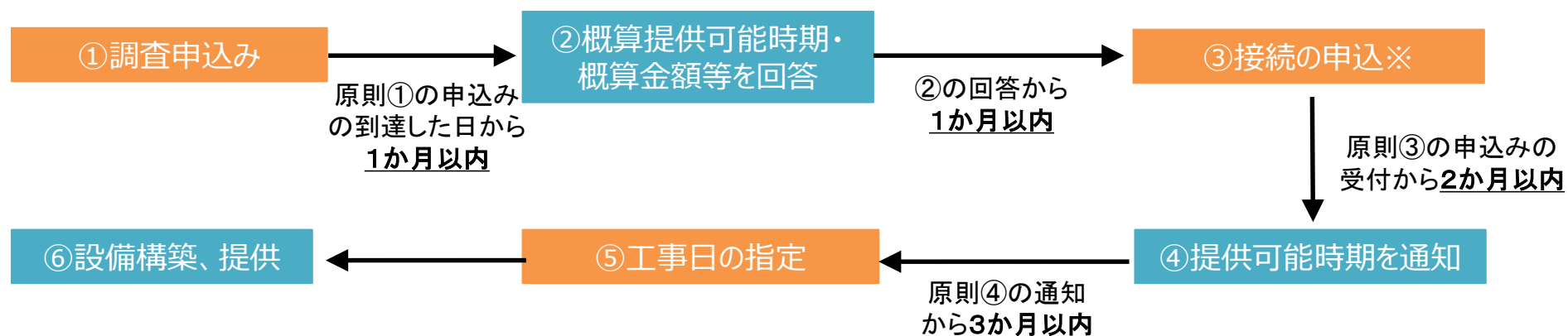
※1 卸料金には個別設備区間に係る共通費用・追加費用を含む。

※2 卸料金は創設費を一括負担しているものを、減価償却費相当見合い(法定耐用年数10年)として算定。

※3 モデルケースとして試算したものであり、実際は案件ごとに利用芯線数や個別設備区間の創設費等が異なる。なお、ビル屋上のサンプルデータ(2020年8月～10月の全件)の平均創設費は約10万円であり、また既存電柱の利用本数、芯線数とも今回の試算と近似した値となっている旨NTT東日本・西日本から説明があったもの。

- 特定光信号端末回線の接続に係る手続としては、以下のフローを前提として接続約款上の規定を整備。携帯電話事業者等の意見を踏まえ、卸電気通信役務によるフレキシブルファイバと同様のフローを予定。
- 概算金額や提供可能時期の回答に要する期間等についても、フレキシブルファイバの申込みの際の目安の期間をもとに設定。

■ 接続申込み等のフロー



※ 特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要する。

■ その他の手続等

- 他人の土地等を利用している場合に、その他人から撤去を求められた場合は接続事業者と協議の上、撤去の必要がある場合はその特定光信号端末回線を撤去する(撤去により生じた損害について、NTT東日本・西日本はその接続事業者に対する責任を負わない)
- 接続を終了する申込みがあった回線との接続を終了する際は、その回線と併せて接続の申込みを行った回線との接続についても終了する。
- 特定光信号端末回線との接続を終了したときは、その特定光信号端末回線が収容されている光ファイバケーブルにおいて他の特定光信号端末回線が現用に供されている場合を除き、その特定光信号端末回線を撤去する。

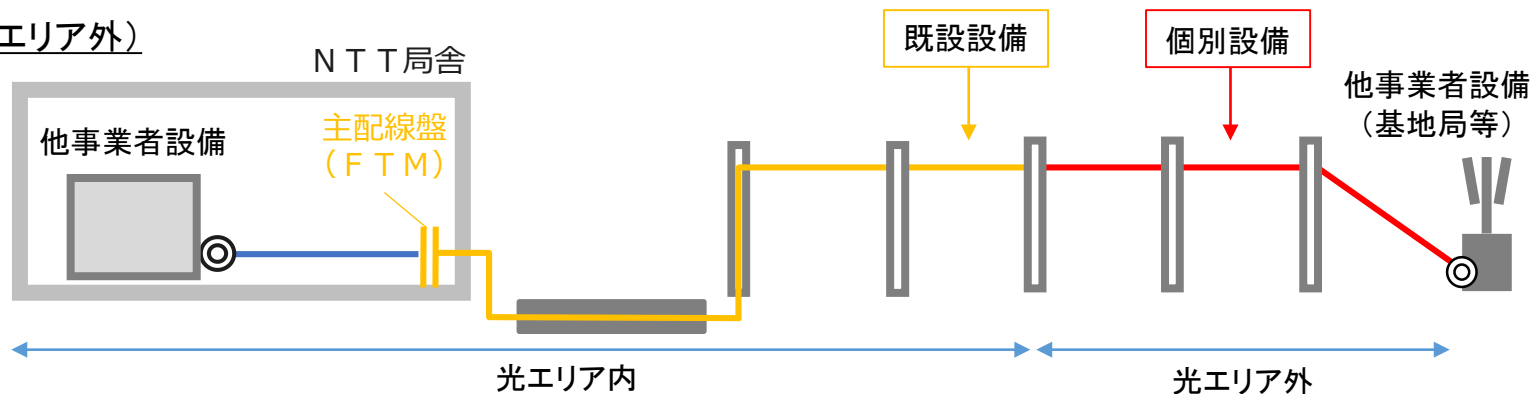
(参考資料)

(参考)フレキシブルファイバの概要

- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、**既設設備が存在しないエリア等において、個別設備を設置し、既設設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス**。提供形態は、これまで、卸電気通信役務でのみであり、相互接続では実施されていない。
- フレキシブルファイバは、NTT東日本・西日本の**光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの**とNTT東日本・西日本の**光エリア内においてビルの屋上等NTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの**の2つに大別される。
- これらの**料金体系は同じ**であり、NTT局舎内、既設設備区間、個別設備区間それぞれにおいて料金が設定されている。

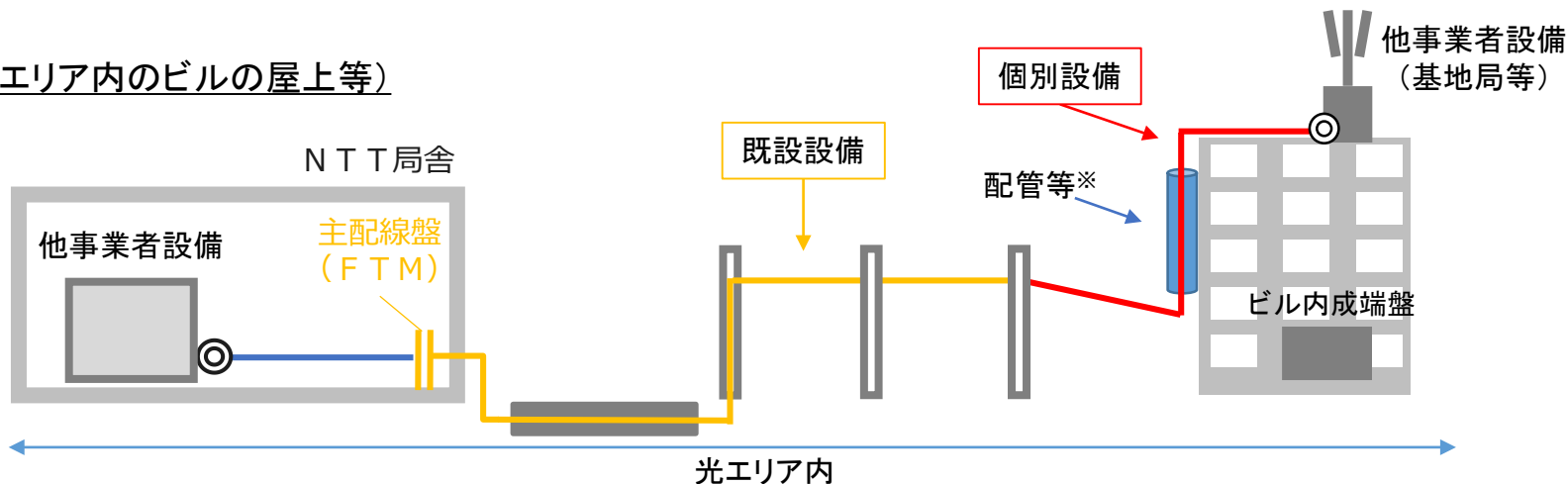
フレキシブルファイバ(光エリア外)

NTT東日本・西日本の光エリア外において新たに設備を構築して役務提供するもの。



フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)

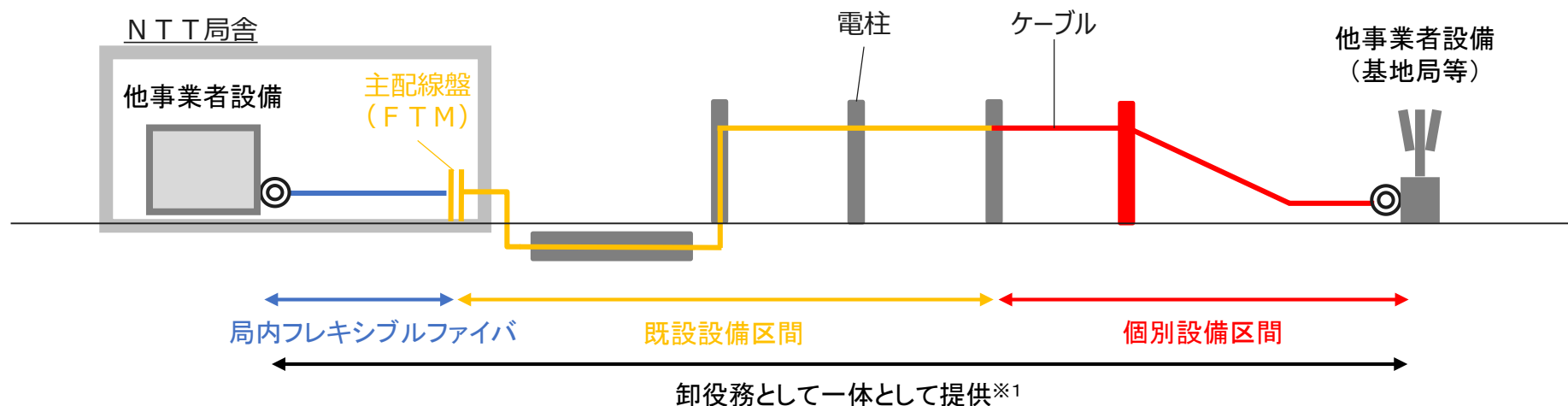
NTT東日本・西日本の光エリア内においてNTT東日本・西日本が指定する成端箇所以外の箇所に成端するもの。



※ 配線ルートは、他事業者もしくはビルオーナーが準備(私設柱、建物外壁配管、地下配管等)

- フレキシブルファイバは、局内設備、既設設備区間、個別設備区間ごとに料金が設定されており、局内設備、既設設備区間の卸料金については、通常、加入光ファイバとして接続により提供される接続料に比べて、高額となっている。
- フレキシブルファイバを利用する場合には、局内光伝送路も局内フレキシブルファイバとして卸提供されている。現在のところ、フレキシブルファイバと局内ダークファイバ接続を組み合わせる利用はされていない。

フレキシブルファイバの概要図



提供料金 (2019年度)	局内フレキシブルファイバ	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)
初期費用			
月額料金			
撤去費			

※1 局内フレキシブルファイバは、自己設置または加入ダークファイバ等と合わせて提供される場合を除く。
 ※2 局内ダークファイバの2020年度の接続料は、NTT東日本:351円、NTT西日本:284円。
 ※3 加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:2,244円、NTT西日本:2,361円。
 ※4 報酬等を含む。

○ 2020年12月末時点におけるフレキシブルファイバの提供回線数は と増加傾向。

○ フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、

している。